

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第36条、第36条の2関係）			別表第2（第36条、第36条の2関係）		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	<u>新潟よつば学園</u>	<u>新よ学</u>	(略)	<u>新潟県立新潟盲学校</u>	<u>新盲</u>
<u>特2</u>	(略)	(略)	<u>特2</u>	<u>新潟県立新潟豊学校</u>	<u>新豊</u>
<u>特3</u>	(略)	(略)	<u>特3</u>	(略)	(略)
<u>特4</u>	(略)	(略)	<u>特4</u>	(略)	(略)
<u>特5</u>	(略)	(略)	<u>特5</u>	(略)	(略)
<u>特6</u>	(略)	(略)	<u>特6</u>	(略)	(略)
<u>特7</u>	(略)	(略)	<u>特7</u>	(略)	(略)
<u>特8</u>	(略)	(略)	<u>特8</u>	(略)	(略)
<u>特9</u>	(略)	(略)	<u>特9</u>	(略)	(略)
<u>特10</u>	(略)	(略)	<u>特10</u>	(略)	(略)
<u>特11</u>	(略)	(略)	<u>特11</u>	(略)	(略)
<u>特12</u>	(略)	(略)	<u>特12</u>	(略)	(略)
<u>特13</u>	(略)	(略)	<u>特13</u>	(略)	(略)
<u>特14</u>	(略)	(略)	<u>特14</u>	(略)	(略)
<u>特15</u>	(略)	(略)	<u>特15</u>	(略)	(略)
<u>特16</u>	(略)	(略)	<u>特16</u>	(略)	(略)
<u>特17</u>	(略)	(略)	<u>特17</u>	(略)	(略)
<u>特18</u>	(略)	(略)	<u>特18</u>	(略)	(略)
<u>特19</u>	(略)	(略)	<u>特19</u>	(略)	(略)
<u>特20</u>	(略)	(略)	<u>特20</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>特21</u>	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)